

# **有野地区 地域おたすけガイド**

---

**(地区防災計画)**

- 1、 運営本部の設置基準**
- 2、 活動方針**
- 3、 役員参集場所等一覧**
- 4、 風水害**
- 5、 地震**
- 6、 共通事項**
- 7、 地域マップ**
- 8、 各種行動の活動指示書**

**2020年12月作成**

**有野ふれあいのまちづくり協議会**

# 地域おたすけガイドについて

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この有野ふれあいのまちづくり協議会のおたすけガイドを作成しました。
- (3) この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) 皆さんの地域で訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。
- (5) 地域おたすけガイドは、主に有野ふれあいまちづくり協議会の構成員で運用します。

## 1、運営本部の設置基準

- 震度 5 弱以上の地震が発生した場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- 特別警報が出された場合
- 上記のほか、地域内に土砂災害警戒情報もしくは神戸市からレベル 3・避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合

## 2、活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう。



### 3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	有野地域福祉センター（Bブロック本部）					
ブロック本部	Aブロック 西二郎集会所					
	Cブロック 五社ふれあい館					
防災資機材庫 ※水防倉庫は 消防団が優先	有野水防倉庫					
	有野地域福祉センター					
緊急避難場所等 (屋内・屋外)	名称	災害ごとの 注意事項		名称	災害ごとの 注意事項	
		土砂	洪水		土砂	洪水
	西二郎集会所	○	○	ありの台小学校	○	○
	JA兵庫六甲	○	○	有馬中学校	○	○
	五社ふれあい館	○	○	藤原台小学校	○	○
	五社ふれあい館：土砂災害 避難所への進入経路が土砂災 害区域内にあるので注意する こと			有野小・中学校	○	○
				有野北中学校	○	○
				西山小学校	○	○
<b>JA兵庫六甲：時間帯</b> 夜間・土休日は閉館しているので避難の際は北神区役所に問 い合わせる（区職員が開錠します（TEL：981-5377(代)）						
防災行政無線 保有者	北消防団有野支団本部役員自宅（5名）					
	北消防団有野支団各分団長役員自宅（8名）					
神戸市災害 ナビダイヤル	<b>0570-078-500</b> (防災行政無線の放送内容や避難場所の情報を発表状況が確認できます)					

※「災害ごとの注意事項の見方」

- ・避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・△：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。
- ・×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

## 4、風水害

【災害発生前】

その行動が完了したら確認欄に✓をつける

### 個人の行動

#### 風水害発生前の行動

	内 容	確認
1	ラジオやテレビなどで災害情報を確認する	
2	非常用持ち出し袋などを準備し、避難に備えておく	
3	危険個所や避難所への経路を確認しておく	
4	避難に時間のかかる方はレベル 3 避難準備・高齢者等避難開始が出たら避難を始める	
5	土砂災害警戒区域の方は出来るだけ避難所へ行きましょう。親戚や知人宅等へ行くのも有効	

#### 1 防コミ運営本部の立ち上げ（各ブロックも同様）

	内 容	確認
1	防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まった地域の人たちで本部を立ち上げる	
2	本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定。リーダーは誰が見ても分かるよう目印をつける	
3	統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班、安否確認班等の班編成を行う	
4	本部に地域の地図、防災マップなどを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや筆記用具を準備する	

#### 2 情報収集・伝達

活動指示書①参照

	内 容	確認
1	防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する	
2	収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック(自治会)長に伝達する	
3	洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える(人員確保等)	

\* 民生・児童委員等へ協力をお願いする

### 3 組織内の連絡体制

	内 容	確認
1	情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく	

### 4 災害時要援護者の避難誘導

	内 容	確認
1	洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、ブロックごと避難誘導を実施する	

### 5 資機材等の確保

	内 容	確認
1	災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする	

【災害発生直後】

#### 1 防コミ運営本部による指揮

	内 容	確認
1	【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる	
2	情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す	
3	各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する	

#### 2 ブロック毎の災害対応

	内 容	確認
1	指定されたブロック本部に地域内の役員が集まる	
2	ブロック長は、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する	
3	災害現場で、資機材の数が足りない、人員が足りない場合には近隣の住民にメガホンなど使用して協力をお願いする	

#### 3 情報収集・伝達

活動指示書①参照

	内 容	確認
1	防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する	
2	防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する	

3	有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う	
---	---	--

\* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

#### 4 安否確認

活動指示書②参照

	内 容	確認
1	民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認及び自治会ごとに全戸の安否確認を行う	

#### 5 救出・救護

活動指示書③参照

	内 容	確認
1	二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材等を使用し、被災者を救出する	
2	被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する	

\* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。

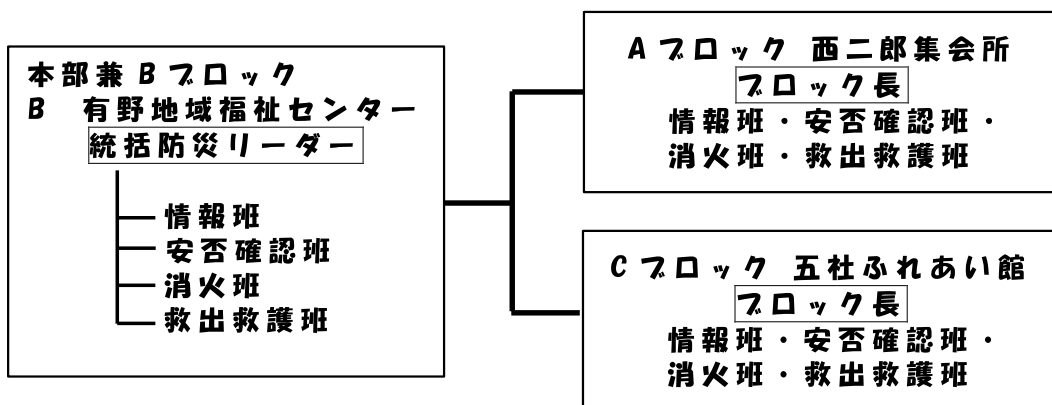
#### 6 関係機関への連絡

	内 容	確認
1	被害情報、活動情報を区役所や消防署・消防団に連絡する	
2	避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える	

#### 7 緊急避難場所・避難所の開設

	内 容	確認
1	学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する	
2	避難者名簿を作成する	

#### 本部とブロックの組織図



## 5、地震

【災害発生直後】

その行動が完了したら確認欄に✓をつける

### 個人の行動

地震発生直後の安全の確保

	内 容	確認
1	地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど身の安全を確保する	
2	火を使用している場合は、可能な限り火を止める	
3	家族・知人の安全を確認する	
4	火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う	
5	ラジオなどで情報の確認	
6	電気・ガス・水道等の確認	
7	自宅周辺の被害状況や道路状況を確認する	
8	避難する場合は持ち出し袋を持参する	

### ふれあいのまちづくり協議会としての活動

#### 1 防コミ運営本部の立ち上げ（各ブロックも同様）

	内 容	確認
1	防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まった地域の人たちで本部を立ち上げる	
2	本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定。リーダーは誰が見ても分かるよう目印をつける	
3	統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班、消火班救出救護班、避難誘導班等の班編成を行う	
4	本部に地域の地図、防災マップなどを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや筆記用具を準備する	
5	情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す	

6	各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する	
7	消防団や地域団体とも連携を取る	
8	関係機関の発表状況を集める	

## 2 ブロック毎の災害対応

	内 容	確認
1	防災活動が可能な場合は、最寄りの「水防倉庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し災害対応活動を行う	
2	ブロック長は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する	
3	災害現場で、資機材の数が足りない、人員が足りない場合には近隣の住民に協力をお願いする	
4	災害時要援護者の安否確認及び避難支援を行う。周囲に呼びかけをメガホン等使用しながら率先して避難する	

## 3 情報収集・伝達

**活動指示書①参照**

	内 容	確認
1	ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う	
2	防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロック長に伝達する	
3	連絡網等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う	

\*地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

## 4 安否確認

**活動指示書②参照**

	内 容	確認
1	民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認及び自治会ごとに全戸の安否確認を行う	

## 5 消火活動

**活動指示書④参照**

	内 容	確認
1	ブロック単位で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う(水路なども利用)	
2	出火場所を確認並びにメガホンで周囲に火災を知らせる。また消防団よりサイレンを鳴らしてもらう ※停電時は不可能	
3	消火活動人員の割り振りをする	

\*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。



## 6 救出・救護活動

活動指示書③参照

	内 容	確認
1	二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する	
2	救出活動人員の割り振りをする	
3	被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する	

\* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。

## 7 災害時要援護者の避難支援

活動指示書⑤参照

	内 容	確認
1	自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時要援護者の避難支援を行う	
2	支援者の割り振りをする	

## 8 区や消防署への連絡

	内 容	確認
1	被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する	

# 6、共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

## 1 役割分担の見直し

	内 容	確認
1	防災福祉コミュニティの集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す	

## 2 防火・防災パトロール

	内 容	確認
1	パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う	

## 【参考】

避難情報の種類	
警戒レベル 3 避難準備・高齢者等 避難開始	<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他の人は、避難の準備を整えましょう。
警戒レベル 4 避難勧告	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。
警戒レベル 4 避難指示(緊急)	<input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

### 災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方


# 活動指示書

## ① 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 地域内の災害情報を把握する。

### 情報収集・伝達手順

#### 1 情報収集

- (1) 収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。
- (2) ラジオ等での情報収集  
通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。
- (3) 行政からの情報収集  
各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。
- (4) 各ブロックからの情報収集
- (5) バイクや軽トラなどを使用して情報を集める 

#### 2 情報伝達

情報を伝える手段として、トランジスタメガホン、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

# 活動指示書

## ② 安否確認

- 安否確認情報の収集
- 安否不明者の確認  
各自の持ち寄った情報を集約する。  
民生・児童委員等と協力し災害時要援護者の安否確認及び自治会ごとに全戸の安否確認を行う

### 訪問先での確認手順

- 1 外観の確認**  
建物に甚大な被害がないかを確認してください。
- 2 声かけ・呼びかけ確認**  
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 3 ドアをノックする**  
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。
- 4 庭、勝手口等の確認**  
状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

# 活動指示書

## ③ 救出・救護活動

- ブロック単位で防災資機材(ジャッキ、のこぎり、バール、ツルハシ等)を活用し、協力して救出活動を行う。
- 救護(応急手当)を実施する。

### 救出・救護手順

#### 1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か(けがの程度も含めて)確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

#### 2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きなものがずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

#### 3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

#### 4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。



# 活動指示書

## ④ 消火活動

- ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

### 消火活動手順

#### 1 初期消火

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 住民と協力してバケツリレー、消火器等の有効活用をする。



#### 2 小型動力ポンプの使用 (消火用水の選定)

- (1) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (2) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

#### (ホースの延長要領)

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

#### (送水の時期)

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

#### 3 大火災からの避難

火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する。

# 活動指示書

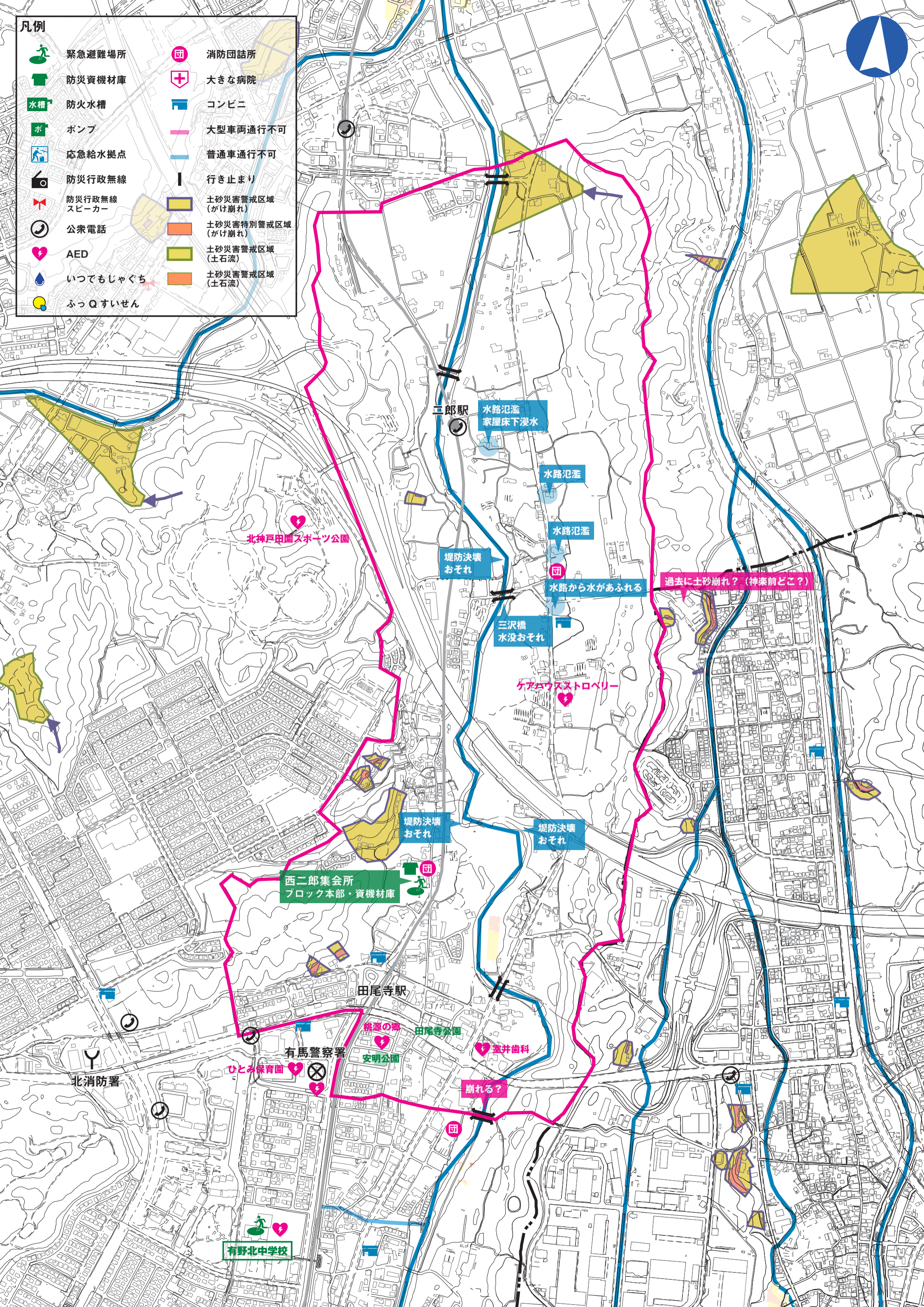
## ⑤ 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する
- 必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う

### 避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者**  
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者**  
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人**  
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者**  
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者**  
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者**  
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者**  
避難所での電源確保が必要。

- 凡例**
- 緊急避難場所
  - 防災資機材庫
  - 防火水槽
  - ポンプ
  - 応急給水拠点
  - 防災行政無線
  - 防災行政無線スピーカー
  - 公衆電話
  - AED
  - いつでもじゃぐち
  - ふっQすいせん
  - 消防団詰所
  - 大きな病院
  - コンビニ
  - 大型車両通行不可
  - 普通車通行不可
  - 行き止まり
  - 土砂災害警戒区域(がけ崩れ)
  - 土砂災害特別警戒区域(がけ崩れ)
  - 土砂災害警戒区域(土石流)
  - 土砂災害警戒区域(土石流)



北神戸田園スポーツ公園

西二郎集会所  
ブロック本部・資機材庫

田尾寺駅

有馬警察署

有野北中学校

ケアハウスストロベリー

三沢橋  
水没おそれ

堤防決壊  
おそれ

堤防決壊  
おそれ

水路氾濫  
家屋床下浸水

水路氾濫

水路氾濫

水路から水があふれる

過去に土砂崩れ?(神楽前どこ?)

崩れる?

桃源の湖

田尾寺公園

室井歯科

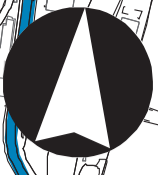
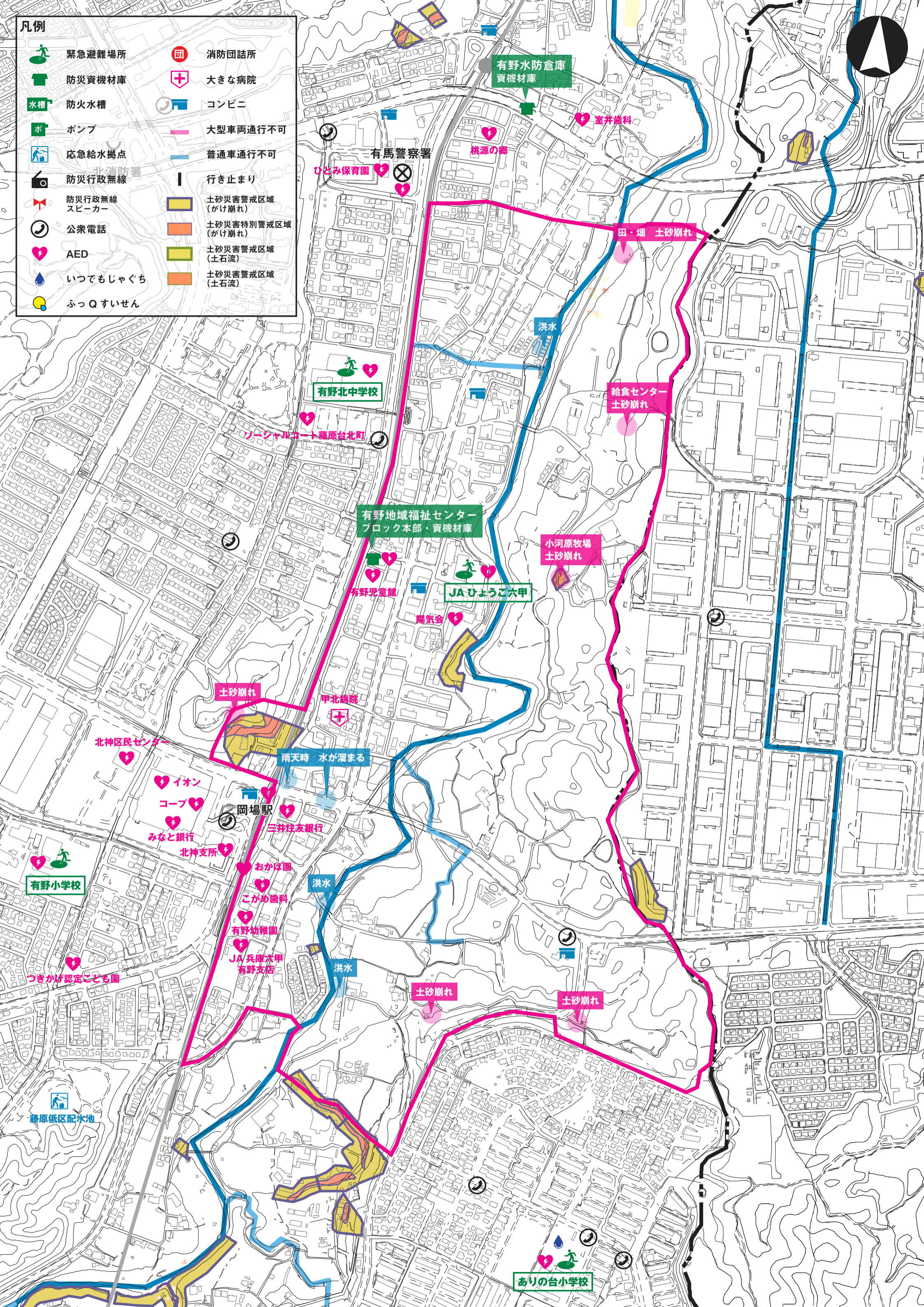
ひとみ保育園

安明公園

北消防署



- 凡例**
- 緊急避難場所
  - 防災資機材庫
  - 防火水槽
  - ポンプ
  - 応急給水拠点
  - 防災行政無線
  - 防災行政無線スピーカー
  - 公衆電話
  - AED
  - いつでもじゃぐち
  - ふっQ すいせん
  - 消防団詰所
  - 大きな病院
  - コンビニ
  - 大型車両通行不可
  - 普通車通行不可
  - 行き止まり
  - 土砂災害警戒区域(がけ崩れ)
  - 土砂災害特別警戒区域(がけ崩れ)
  - 土砂災害警戒区域(土石流)
  - 土砂災害警戒区域(土石流)



有野北中学校

有野地域福祉センター  
ブロック本部・資機材庫

JAひょうご六甲

有野小学校

ありの台小学校

有馬警察署

有野水防倉庫  
資機材庫

給食センター  
土砂崩れ

小河原牧場  
土砂崩れ

土砂崩れ

雨天時 水が溜まる

洪水

洪水

土砂崩れ

土砂崩れ

田・畑 土砂崩れ

北神区民センター

イオン

コープ

みなと銀行

北神支所

おかほ園

こがめ歯科

有野幼稚園

JA兵庫六甲  
有野支店

甲北病院

有野児童館

農気会

桃源の郷

室井歯科

藤原低区配水池

- 凡例**
- 緊急避難場所
  - 防災資機材庫
  - 防火水槽
  - ポンプ
  - 応急給水拠点
  - 防災行政無線
  - 防災行政無線スピーカー
  - 公衆電話
  - AED
  - いつでもじゃぐち
  - ふっQ すいせん
  - 消防団詰所
  - 大きな病院
  - コンビニ
  - 大型車両通行不可
  - 普通車通行不可
  - 行き止まり
  - 土砂災害警戒区域 (がけ崩れ)
  - 土砂災害特別警戒区域 (がけ崩れ)
  - 土砂災害警戒区域 (土石流)
  - 土砂災害警戒区域 (土石流)

